10.10　植物

10.10 植物

(1) 調査

1) 調査内容

① 植物相の状況

シダ植物以上の高等植物を対象に生育種、植物相の特徴を調査した。

② 植生の状況

群落の特徴と分布の状況とした。

③ 植生の基盤となる土壌の状況

土壌の生産性等とした。

④ 保全すべき種及び保全すべき群落の状況

「環境省第5次レッドリスト（植物、菌類）」（令和7年3月、環境省）、「埼玉県レッドデータブック植物編（第4版）2024」（令和7年3月、埼玉県）等の掲載種、学術上重要な種及び地域住民その他の人と関わりのある種に留意して抽出した保全すべき種の生育状況を調査した。

⑤ 保全すべき種及び保全すべき群落の生育環境

保全すべき種及び群集が確認された場所の生育環境の特徴を調査した。

⑥ その他の予測・評価に必要な事項

広域的な植物相及び植生の状況、過去の植生の変遷及び地域住民その他の人との関わりの状況とした。

2) 調査方法

① 植物相の状況

(ｱ) 既存資料調査

調査方法は、「⑥その他の予測・評価に必要な事項（ｱ）既存資料調査」（p.576参照）と同様とした。

(ｲ) 現地調査

調査地域内を踏査し、出現するシダ植物以上の維管束植物を記録した。

② 植生の状況

(ｱ) 既存資料調査

調査方法は、「⑥その他の予測・評価に必要な事項（ｱ）既存資料調査」（p.576 参照）と同様とした。

(ｲ) 現地調査

各植物群落に調査地点を設定し、ブラウンーブランケ法の全推定法により群落コドラート調査を行った。あわせて現地踏査による相観植生の確認と航空写真による植生分布について確認を行い、植生図を作成した。

③ 植生の基盤となる土壌の状況

(ｱ) 既存資料調査

「土地分類基本調査　土壌図（熊谷、鴻巣、川越、大宮)」（昭和 49 年 3 月、昭和 50 年 3 月、昭和 47 年 10 月、昭和 48 年 3 月、埼玉県）等の既存資料を整理した。

④ 保全すべき種及び保全すべき群落の状況

(ｱ) 既存資料調査

調査方法は、「⑥その他の予測・評価に必要な事項（ｱ）既存資料調査」（p.576 参照）と同様とした。

なお、保全すべき種及び保全すべき群落の選定基準は、表 10.10-1 及び表 10.10-2 に示すとおりとした。

(ｲ) 現地調査

保全すべき種及び保全すべき群落について把握するため、個体数、生育状況、分布等について記録した。

なお、保全すべき種及び保全すべき群落の選定基準は、表 10.10-1 及び表 10.10-2 に示すとおりとした。

⑤ 保全すべき種及び保全すべき群落の生育環境

(ｱ) 既存資料調査

「環境省第 5 次レッドリスト（植物、菌類)」、「埼玉県レッドデータブック植物編（第 4 版）2024」等の既存資料を整理した。

(ｲ) 現地調査

保全すべき種及び保全すべき群落が確認された場所の生育環境、群落の成立基盤の特徴等について記録した。

表 10.10-1　保全すべき種の選定基準

	文献及び法律名	選定基準となる区分
①	「文化財保護法」 (昭和25年5月、法律第214号) 「埼玉県文化財保護条例」 (昭和30年10月、埼玉県条例第46号) 「桶川市文化財保護条例」 (昭和 32 年 9 月、桶川市条例第 22 号)	特天：国指定特別天然記念物 国天：国指定天然記念物 県天：県指定天然記念物 市天：市指定天然記念物
②	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」 (平成 4 年 6 月、法律第 75 号)	国際：国際希少野生動物種 国内：国内希少野生動植物種 特一：特定第一種国内希少野生動植物種 特二：特定第二種国内希少野生動植物種 緊急：緊急指定種
③	「環境省第 5 次レッドリスト（植物、菌類)」 (令和 7 年 3 月、環境省)	EX：絶滅 EW：野生絶滅 CR：絶滅危惧ⅠA 類 EN：絶滅危惧ⅠB 類 VU：絶滅危惧Ⅱ類 NT：準絶滅危惧 DD：情報不足 LP：絶滅のおそれのある地域個体群
④	「埼玉県レッドデータブック植物編(第 4 版)2024」 (令和 7 年 3 月、埼玉県)	EX：絶滅 EW：野生絶滅 CR：絶滅危惧ⅠA 類 EN：絶滅危惧ⅠB 類 VU：絶滅危惧Ⅱ類 NT：準絶滅危惧 DD：情報不足 LP：絶滅のおそれのある地域個体群
⑤	「埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する条例」 (平成 12 年 3 月、埼玉県条例第 11 号)	希少：県内希少野生動植物種

表 10.10-2　保全すべき群落の選定基準

	文献及び法律名	選定基準となる区分
①	「文化財保護法」 (昭和25年5月、法律第214号) 「埼玉県文化財保護条例」 (昭和30年、埼玉県条例第46号) 「桶川市文化財保護条例」 (昭和 32 年 9 月、桶川市条例第 22 号)	特天：国指定特別天然記念物 国天：国指定天然記念物 県天：県指定天然記念物 市天：市指定天然記念物
②	「埼玉県レッドデータブック植物編(第 4 版)2024」 (令和 7 年 3 月、埼玉県)	選定：選定群落

⑥ その他の予測・評価に必要な事項

(ｱ) 既存資料調査

広域的な植物相及び植生の状況、過去の植物相の変遷及び地域住民その他の人との関わりの状況については、「桶川市史 第八巻 自然地誌編、第九巻補遺編」（昭和 62 年 3 月、平成 2 年 12 月、桶川市）、「北本の動植物誌」（平成 7 年 2 月、北本市）、「自然環境保全基礎調査」（令和 7 年 6 月閲覧、環境省ホームページ）等の既存資料を整理した。

3) 調査地域・地点

① 生育種及び植物相の状況

(ｱ) 既存資料調査

調査範囲は、計画地及びアクセス道路の道路敷地から 3km の範囲を基本とした。

(ｲ) 現地調査

調査地域は、図 10.10-1 に示すとおり、計画地及びアクセス道路の境界から約 200m の範囲とした。調査範囲、踏査ルート及び調査地点は図 10.10-1 に示すとおりである。

② 植生の状況

(ｱ) 既存資料調査

調査範囲は、「①生育種及び植物相の状況　(ｱ)既存資料調査」と同様とした。

(ｲ) 現地調査

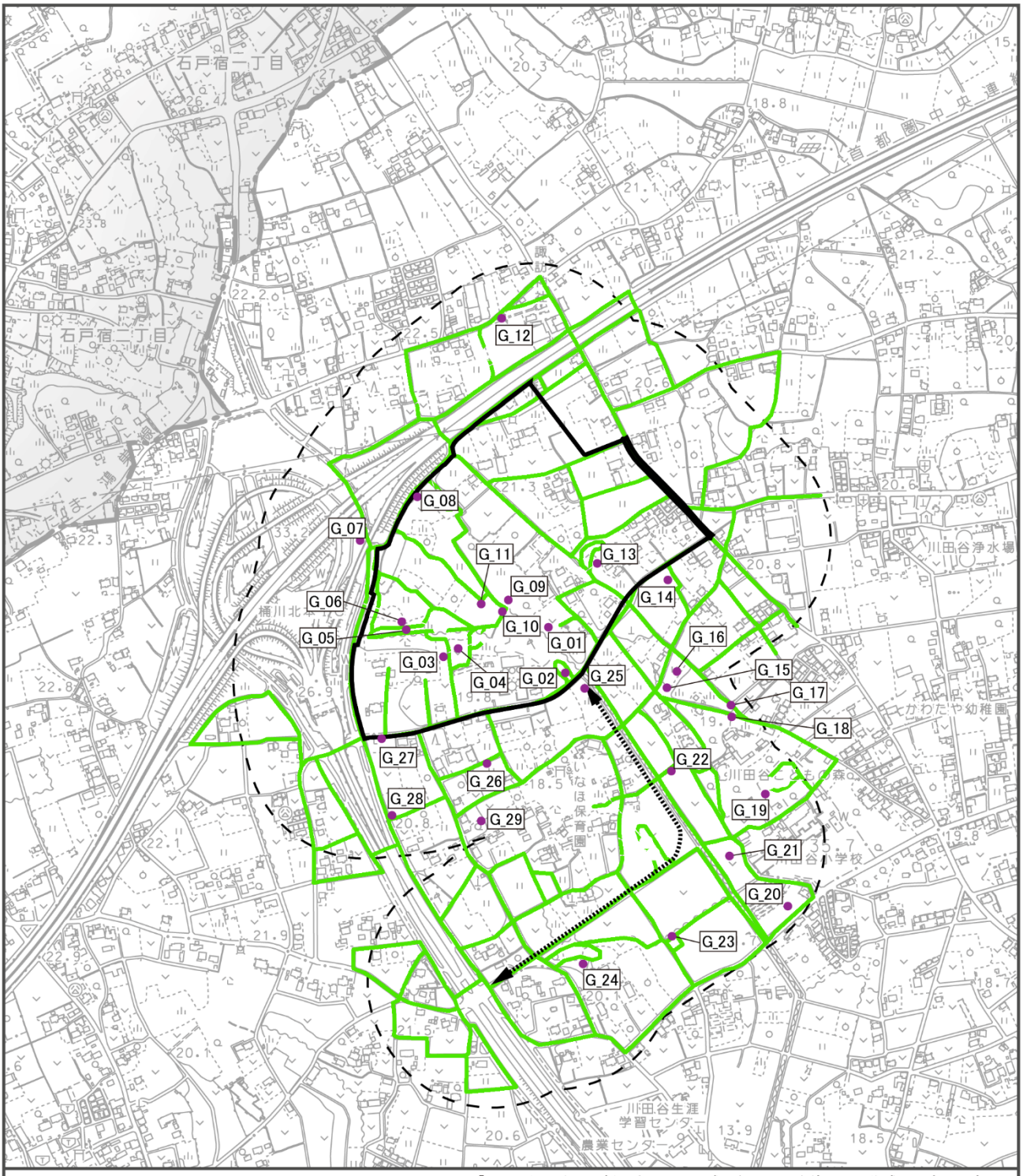
調査地域は、「①生育種及び植物相の状況　(ｲ)現地調査」と同様とした。

なお、植物群落調査は、図 10.10-1 に示すとおり、畑、水田、放棄耕作地、屋敷林等の計 29 地点で調査を実施した。

③ 植生の基盤となる土壌の状況

(ｱ) 既存資料調査

調査範囲は、「①生育種及び植物相の状況　(ｱ)既存資料調査」と同様とした。



この地図は「10000分の1白図（桶川市）」（平成29年３月）を使用して作成したものである。

凡　例

- 計画地
- アクセス道路
- 市町界
- 植物調査範囲
 ※計画地及びアクセス道路の境界から約200m
- 踏査ルート
- 群落調査地点（G01～G29）

図 10.10-1　調査地点（踏査ルート、植物群落調査地点）

1：10,000
0　100　200　300m

N

④ 注目すべき種及び保全すべき群落の状況

(ｱ) 既存資料調査

調査範囲は、「①生育種及び植物相の状況　(ｱ)既存資料調査」(p. 576 参照) と同様とした。

(ｲ) 現地調査

調査範囲は、「①生育種及び植物相の状況　(ｲ)現地調査」(p. 576～577 参照)、「②植生の状況 (ｲ)現地調査」(p. 576～577 参照) と同様とした。

⑤ 保全すべき種及び保全すべき群落の生育環境

(ｱ) 既存資料調査

埼玉県内を基本とした。

(ｲ) 現地調査

調査範囲は、「①生育種及び植物相の状況　(ｲ)現地調査」(p. 576～577 参照)、「②植生の状況 (ｲ)現地調査」(p. 576～577 参照) と同様とした。

⑥ その他の予測・評価に必要な事項

(ｱ) 既存資料調査

調査範囲は、「①生育種及び植物相の状況　(ｱ)既存資料調査」(p. 576 参照) と同様とした。

4) 調査期間

① 生育種及び植物相の状況

(ｱ) 現地調査

調査期間は令和 4 年 3 月～令和 4 年 9 月である。調査実施日は表 10.10-3 に示すとおりである。

② 植生の状況

(ｱ) 現地調査

調査期間は令和 4 年 8 月～令和 4 年 9 月である。調査実施日は表 10.10-3 に示すとおりである。

表 10.10-3　調査実施日

調査項目	調査方法	調査季	調査実施日
生育種及び植物相	任意観察法	早春季	令和4年3月22日(火)～3月23日(水)
		春季	令和4年5月 9日(月)～5月10日(火)
		夏季	令和4年8月 8日(月)～8月 9日(火)
		秋季	令和4年9月20日(火)～9月21日(水)
植物群落	植物社会学的手法	夏季	令和4年8月 8日(月)～8月 9日(火)
		秋季	令和4年9月20日(火)～9月21日(水)

③ 注目すべき種及び保全すべき群落の状況

(ｱ) 現地調査

調査期間は、「①生育種及び植物相の状況 (ｱ)現地調査」、「②植生の状況 (ｱ)現地調査」と同様とした。

④ 保全すべき種及び保全すべき群落の生育環境

(ｱ) 現地調査

調査期間は、「①生育種及び植物相の状況 (ｱ)現地調査」、「②植生の状況 (ｱ)現地調査」と同様とした。

5) 調査結果

① 植物相の状況

(ｱ) 既存資料調査

既存資料調査による広域的な植物相の状況は、「⑥その他の予測・評価に必要な事項（ｱ）ｱ)広域的な植物相及び保全すべき種（貴重な植物）の状況」（p. 592 参照）に示すとおりである。

(ｲ) 現地調査

現地調査の結果、計画地及び周辺において 111 科 462 種類（亜種、変種等を含む）の植物が確認された。確認種の分類の内訳は表 10.10-4 に示すとおりである（資料編 p. 247～253 参照）。

調査範囲に広く分布する畑や放棄耕作地等の畑環境ではスギナ、セイタカアワダチソウ、メヒシバ等が生育していたほか、水田や湿性草地等の水田環境ではコナギ、ヨシ等が主に生育しており、より遷移が進んだ箇所ではアカメヤナギ等も見られた。調査範囲に点在する樹林環境ではエノキ、ムクノキ、コナラ、モウソウチク等が高木層を構成し、林床にはアズマネザサ等が生育していた。

なお、計画地内の一部で特定外来生物であるアレチウリが繁茂していたほか、周辺では特定外来生物であるオオカワヂシャ及びオオキンケイギクが確認された。

表 10.10-4　確認種の分類の内訳

分類群				科数	種類数
シダ植物				10	17
種子植物	裸子植物			4	5
	被子植物	双子葉植物	離弁花類	55	201
			合弁花類	24	111
		単子葉植物		18	128
合計				111	462

注）分類体系は、原則として「自然環境保全基礎調査　植物目録　1987」（昭和63年3月、環境庁自然保護局編）に準拠した。

② 植生の状況

(ｱ) 既存資料調査

既存資料調査による広域的な植生の状況は、「⑥その他の予測・評価に必要な事項（ｱ）ｲ) 広域的な植生及び保全すべき群落（希少な群落）の状況」（p.592 参照）に示すとおりである。

(ｲ) 現地調査

現地調査の結果は表 10.10-5 及び図 10.10-2 に示すとおりである。

計画地及び周辺の植生等は、樹林（ヤナギ低木群落、エノキ・ムクノキ屋敷林、コナラ群落、スギ・ヒノキ植林及び竹林)、ササ群落（メダケ群落及びアズマネザサ群落)、冠水草本植物群落（ヨシ群落及びオギ群落)、つる植物群落（クズ群落)、耕作地等（畑雑草群落、水田雑草群落、放棄畑雑草群落、放棄水田雑草群落、果樹園、樹園地・種苗地及び路傍・空地雑草群落)、市街地等（法面・人工草地、緑の多い住宅地、住宅地・人工構造物、工場、造成地、道路及び植栽帯)、その他（開放水域）に分類された。

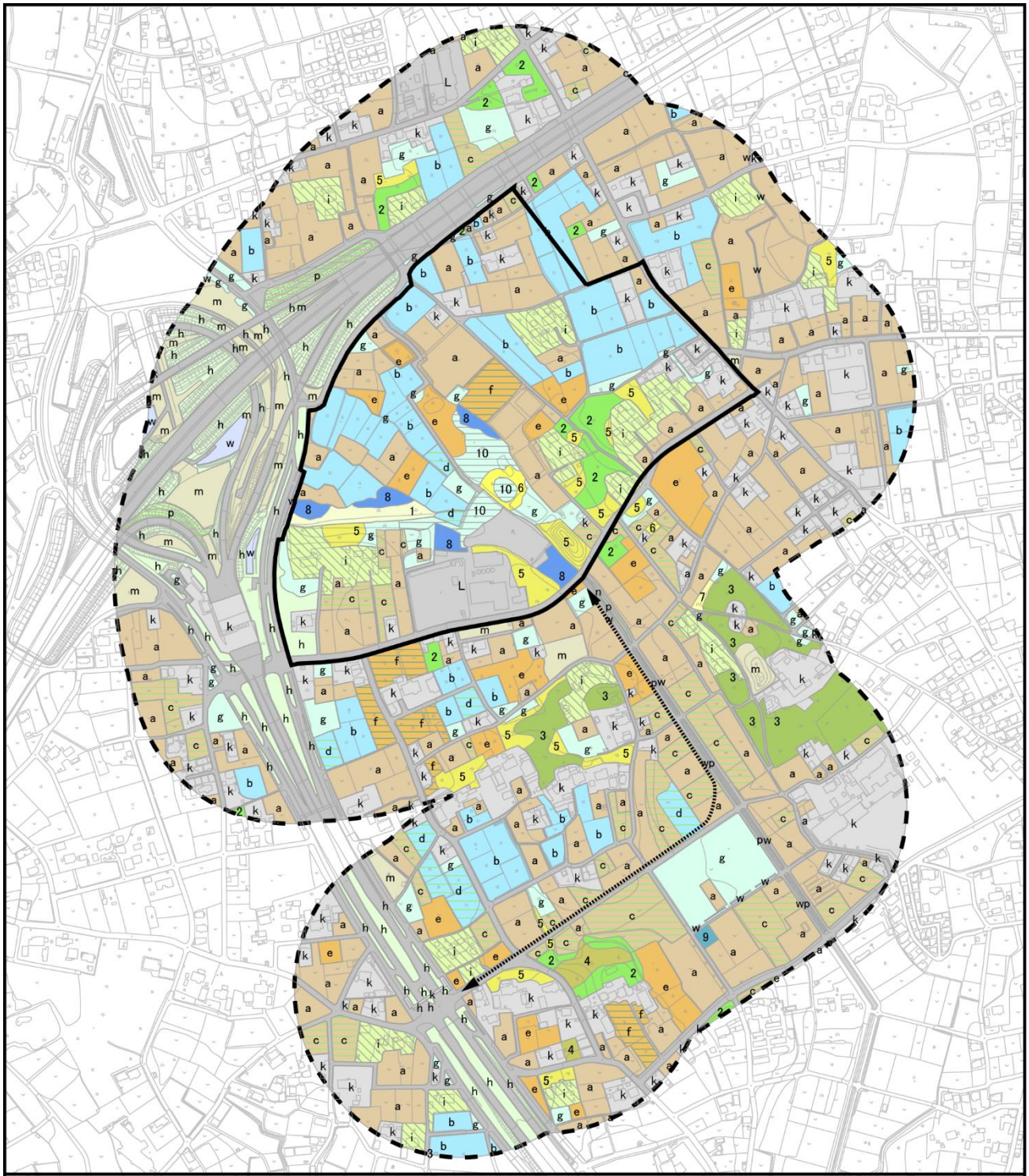
計画地とアクセス道路の合計では、耕作地等が 11.69ha（54.52%）で最も大きく、その内訳は畑雑草群落が 4.53ha（21.13%)、水田雑草群落が 4.04ha（19.84%）で、畑と水田の割合は同程度であった。市街地等は 6.64ha（30.97%)、樹林は 1.80ha（8.40%）であった。

調査範囲全体では、耕作地等が 47.12ha（47.13%）で最も大きく、その内訳は畑雑草群落が 23.80ha（23.81%)、水田雑草群落は 7.87ha（7.87%）で、畑の割合が水田よりも大きかった。市街地等は 44.65ha（44.66%)、樹林は 6.41ha（6.41%）であった。

植生調査票は、資料編（p.254～270 参照）に示すとおりである。

表 10.10-5　植生区分（面積割合）

番号	分類	分類	植生図凡例（群落名）	面積(ha) 計画地		計画地とアクセス道路の合計		調査範囲		割合(%) 計画地		計画地とアクセス道路の合計		調査範囲	
1	樹林	二次林	ヤナギ低木群落	1.79	0.31	1.80	0.31	6.41	0.31	8.80	1.52	8.40	1.45	6.41	0.31
2			エノキ・ムクノキ屋敷林		0.57		0.57		1.59		2.80		2.66		1.59
3			コナラ群落		－		－		2.37		－		－		2.37
4		植林	スギ・ヒノキ植林		－		－		0.31		－		－		0.31
5		竹林	竹林		0.91		0.92		1.83		4.48		4.29		1.83
6	ササ群落		メダケ群落	0.15	0.15	0.15	0.15	0.21	0.17	0.74	0.74	0.70	0.70	0.21	0.17
7			アズマネザサ群落		－		－		0.04		－		－		0.04
8	冠水草本植物群落		ヨシ群落	0.50	0.50	0.50	0.50	0.55	0.50	2.46	2.46	2.33	2.33	0.55	0.50
9			オギ群落		－		－		0.05		－		－		0.05
10	つる植物群落		クズ群落	0.66	0.66	0.66	0.66	0.66	0.66	3.25	3.25	3.08	3.08	0.66	0.66
a	耕作地等		畑雑草群落	11.07	4.21	11.69	4.53	47.12	23.80	54.45	20.71	54.52	21.13	47.13	23.81
b			水田雑草群落		4.04		4.04		7.87		19.87		18.84		7.87
c			放棄畑雑草群落		0.51		0.68		5.43		2.51		3.17		5.43
d			放棄水田雑草群落		0.13		0.15		1.00		0.64		0.70		1.00
e			果樹園		0.90		0.99		3.50		4.43		4.62		3.50
f			樹園地・種苗地		0.35		0.35		1.34		1.72		1.63		1.34
g			路傍・空地雑草群落		0.93		0.95		4.18		4.57		4.43		4.18
h	市街地等		法面・人工草地	6.16	0.31	6.64	0.31	44.65	4.47	30.30	1.52	30.97	1.45	44.66	4.47
i			緑の多い住宅地		1.94		1.95		4.49		9.54		9.09		4.49
k			住宅地・人工構造物		1.04		1.04		13.99		5.12		4.85		13.99
L			工場		1.50		1.50		2.13		7.38		7.00		2.13
m			造成地		－		－		2.65		－		－		2.65
n			道路		1.37		1.84		16.23		6.74		8.58		16.24
p			植栽帯		－		－		0.69		－		－		0.69
w	その他		開放水域	－	－	－	－	0.38	0.38	－	－	－	－	0.38	0.38
－	合計				20.33		21.44		99.98		100.00		100.00		100.00



凡　例

計画地

アクセス道路

市町界

調査範囲
※計画地及びアクセス道路の境界から約200m

この地図は「2500分の1管内図（桶川市）」（平成29年3月）を使用して作成したものである。

1：ヤナギ低木群落
2：エノキ・ムクノキ屋敷林
3：コナラ群落
4：スギ・ヒノキ植林
5：竹林
6：メダケ群落
7：アズマネザサ群落
8：ヨシ群落
9：オギ群落
10：クズ群落

a：畑雑草群落
b：水田雑草群落
c：放棄畑雑草群落
d：放棄水田雑草群落
e：果樹園
f：樹園地・種苗地
g：路傍・空地雑草群落
h：法面・人工草地
i：緑の多い住宅地

k：住宅地・人工構造物
L：工場
m：造成地
n：道路
p：植栽帯（桜並木他）
w：開放水域

図 10.10-2　調査範囲の現存植生

1：7，500
0　50　100　200m

N

③ 植生の基盤となる土壌の状況

(ｱ) 既存資料調査

既存資料調査による植生の基盤となる土壌の状況は、「第 3 章 地域の概況（3） 1）③土壌の分布状況」（p. 113～114 参照）に示すとおりである。

④ 保全すべき種及び保全すべき群落の状況

(ｱ) 既存資料調査

既存資料調査による広域的な保全すべき種及び保全すべき群落の状況は、「⑥その他の予測・評価に必要な事項(ｱ)ｱ)広域的な植物相及び保全すべき種（貴重な植物）の状況、ｲ)広域的な植生及び保全すべき群落（希少な群落）の状況」（p. 592 参照）に示すとおりである。

(ｲ) 現地調査

確認された保全すべき種の一覧は表 10. 10-6 に、確認位置は図 10. 10-3～図 10. 10-6 に、確認個体は写真 10. 10-1(1)～(2)に示すとおりである。

現地調査の結果、6 科 9 種の保全すべき種が確認された。

確認された保全すべき種のうち、アブノメ、ミズオオバコ、サガミトリゲモ及びイトトリゲモは計画地のみの確認であり、ウスゲチョウジタデ及びウリカワは計画地及び周辺の両方で、カワヂシャ、ササバギンラン及びシュンランは周辺のみで確認された。

保全すべき種の多くは水田等の湿地環境や水辺に生育する種であり、ササバギンランとシュンランの 2 種のみが森林性であった。

保全すべき種の一般生態及び確認状況は、予測結果とあわせて表 10. 10-9(1)～(9)に示すとおりである。

なお、保全すべき群落は確認されなかった。

⑤ 保全すべき種及び保全すべき群落の生育環境

保全すべき種及び保全すべき群落の生育環境は、予測結果とあわせて表 10. 10-9(1)～(9)に示すとおりである。また、生育確認地点の環境写真は、写真 10. 10-2 に示すとおりである。

表 10.10-6　確認された保全すべき種一覧

No.	分類		科名	和名	確認位置			選定基準					調査季			
					計画地	アクセス道路	周辺	①	②	③	④	⑤	早春季	春季	夏季	秋季
1	被子植物	離弁花類	アカバナ	ウスゲチョウジタデ	○		○			NT						○
2		合弁花類	ゴマノハグサ	アブノメ	○						NT				○	
3				カワヂシャ			○			NT	NT			○		
4	単子葉植物		オモダカ	ウリカワ	○		○				NT				○	○
5			トチカガミ	ミズオオバコ	○					NT	VU				○	○
6			イバラモ	サガミトリゲモ	○					NT	NT				○	○
7				イトトリゲモ	○					NT	NT				○	○
8			ラン	ササバギンラン			○				NT			○		
9				シュンラン			○				NT			○	○	
－	－		6科	9 種	6種	0種	5種	0種	0種	5種	8種	0種	0種	3種	6種	5種

注1) 種の分類、科名、和名、その配列は、原則として「自然環境保全基礎調査　植物目録　1987」（昭和63年3月、環境庁編）に準拠した。

注2) 選定基準及び区分は以下の通りである。

①「文化財保護法」（昭和25年5月、法律第214号）
「埼玉県文化財保護条例」（昭和30年10月、埼玉県条例第46号）
「桶川市文化財保護条例」（昭和32年9月、桶川市条例第22号）
特天：国指定特別天然記念物、国天：国指定天然記念物、県天：県指定天然記念物、
市天：市指定天然記念物

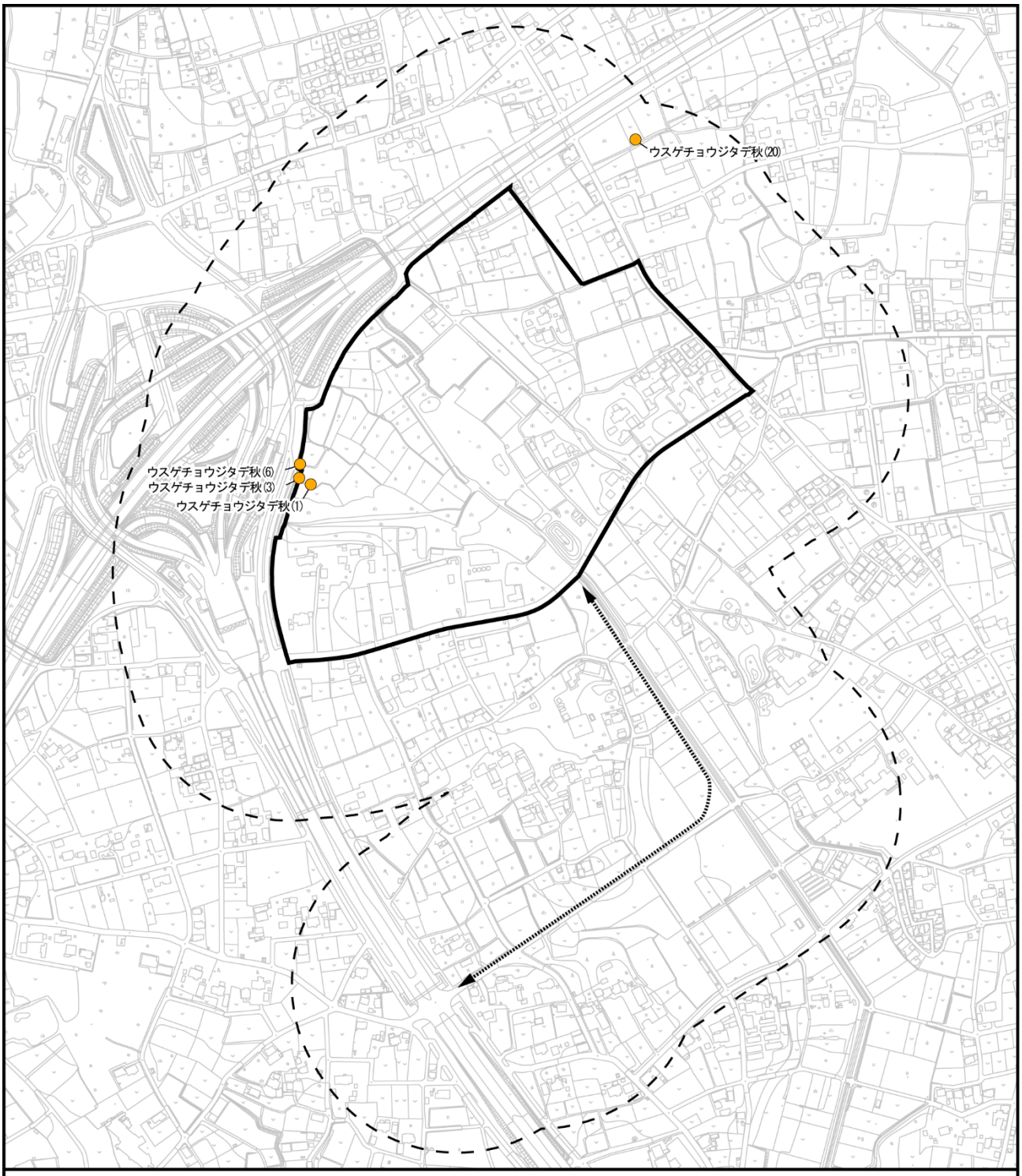
②「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成4年6月、法律第75号）
国際：国際希少野生動植物種、国内：国内希少野生動植物種、特一：特定第一種国内希少野生動植物種、
特二：特定第二種国内希少野生動植物種、緊急：緊急指定種

③「環境省第5次レッドリスト（植物、菌類）」　（令和7年3月、環境省）
EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類、VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、
DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群

④「埼玉県レッドデータブック植物編（第4版）2024」（令和7年3月、埼玉県）
EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、
LP：絶滅のおそれのある地域個体群

⑤「埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する条例」（平成12年3月、埼玉県条例第11号）
希少：県内希少野生動植物種

注3) 早春季：令和4年3月22日～令和4年3月23日
春季　：令和4年5月 9日～令和4年5月10日
夏季　：令和4年8月 8日～令和4年8月 9日
秋季　：令和4年9月20日～令和4年9月21日



この地図は「2500 分の 1 管内図（桶川市）」（平成 29 年 3 月）を使用して作成したものである。

凡　例

計画地

アクセス道路

植物調査範囲
※計画地及びアクセス道路の境界から約200m

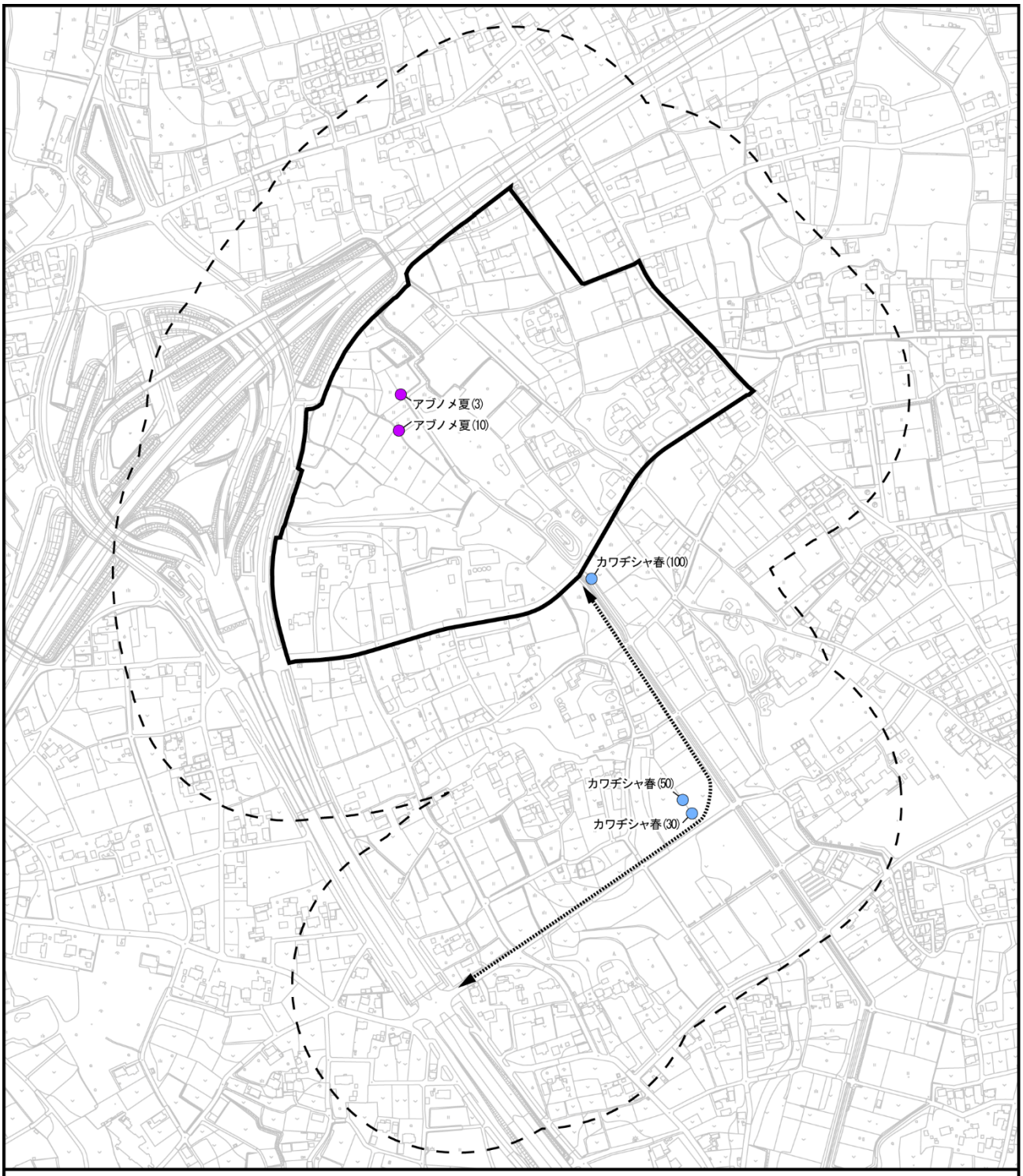
ウスゲチョウジタデ

種名の後ろは確認された時期
（　）内は確認個体数

図 10.10-3　保全及びすべき種の確認位置
（ウスゲチョウジタデ）

1：7，500
0　50　100　200m

N



この地図は「2500 分の 1 管内図（桶川市）」（平成 29 年 3 月）を使用して作成したものである。

凡　例

計画地

アクセス道路

植物調査範囲
※計画地及びアクセス道路の境界から約200m

アブノメ

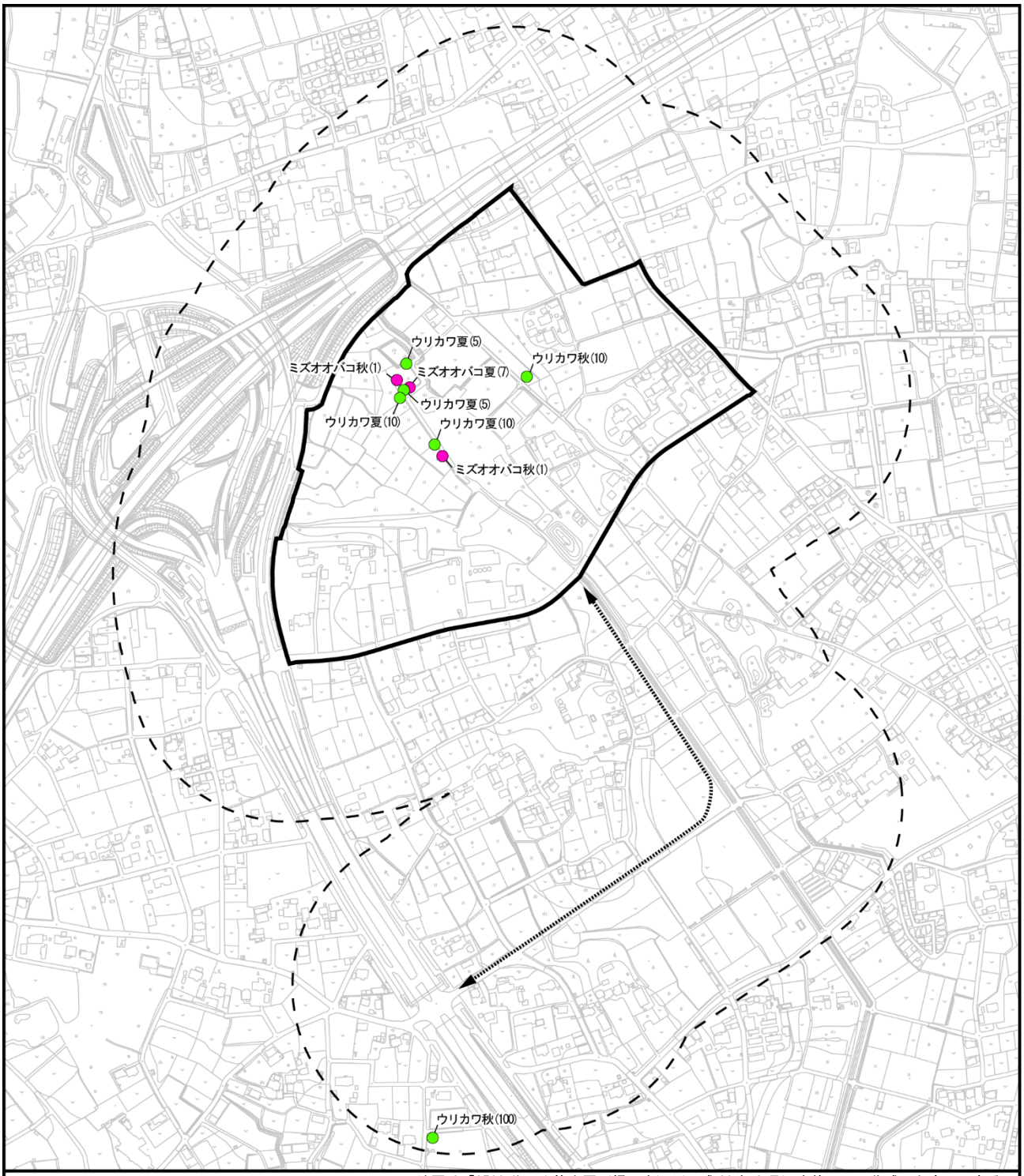
カワヂシャ

種名の後ろは確認された時期
（　）内は確認個体数

図 10.10-4　保全すべき種の確認位置
（アブノメ及びカワヂシャ）

1：7，500
0　50　100　200m

N



この地図は「2500 分の 1 管内図（桶川市）」（平成 29 年 3 月）を使用して作成したものである。

凡　例

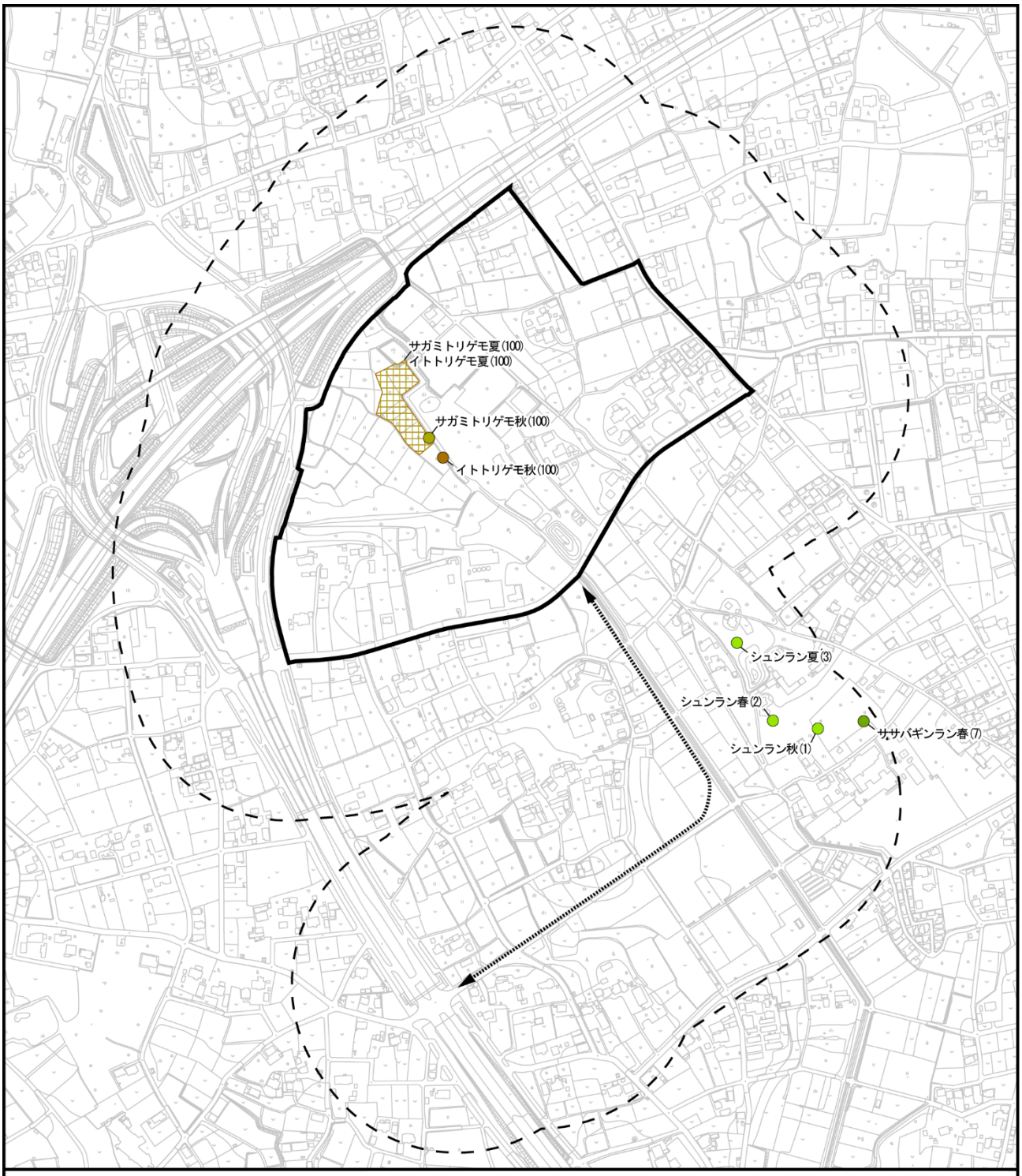
- 計画地
- アクセス道路
- 植物調査範囲
 ※計画地及びアクセス道路の境界から約200m
- ウリカワ
- ミズオオバコ

種名の後ろは確認された時期
（　）内は確認個体数

図 10.10-5　保全すべき種の確認位置
（ウリカワ及びミズオオバコ）

1：7，500
0　50　100　200m

N



この地図は「2500 分の 1 管内図（桶川市）」（平成 29 年 3 月）を使用して作成したものである。

凡　例

- 計画地
- アクセス道路
- 植物調査範囲
 ※計画地及びアクセス道路の境界から約200m
- サガミトリゲモ、イトトリゲモ生育範囲
- サガミトリゲモ
- イトトリゲモ
- ササバギンラン
- シュンラン

種名の後ろは確認された時期
（　）内は確認個体数

図 10.10-6　保全すべき種の確認
（サガミトリゲモ、イトトリゲモ、ササバギンランシュンラン）

1：7，500
0　50　100　200m

N

ウスゲチョウジタデ



アブノメ



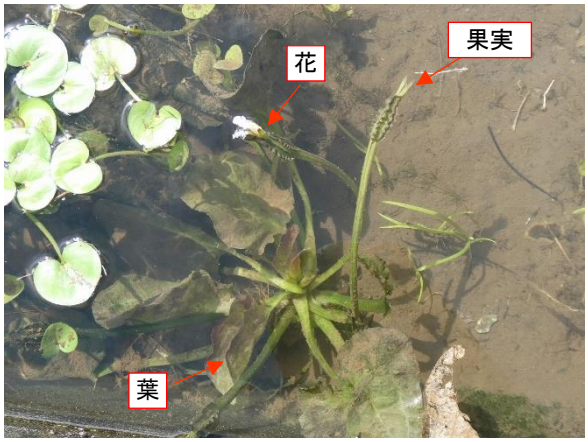
カワヂシャ



ウリカワ

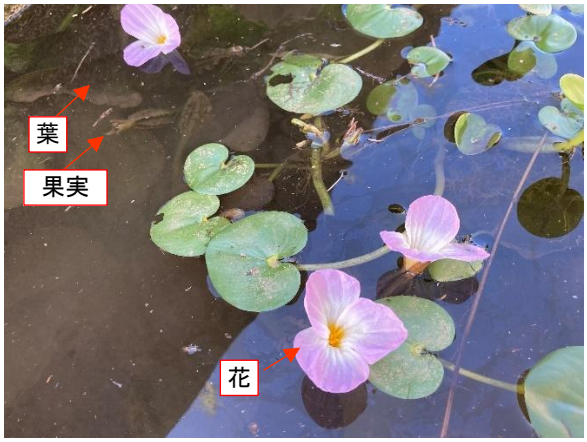


ミズオオバコ(1)



※水面に浮いている丸い葉はヒメホタテアオイ(外来種)

ミズオオバコ(2)



※水面に浮いている丸い葉はヒメホタテアオイ(外来種)

写真 10.10-1(1)　保全すべき種の確認状況

サガミトリゲモ



イトトリゲモ



ササバギンラン



シュンラン



写真 10.10-1(2)　保全すべき種の確認状況

ウスゲチョウジタデ
確認地点



カワヂシャ
確認地点



アブノメ、ウリカワ、ミズオオバコ、
サガミトリゲモ、イトトリゲモ
確認地点



ミズオオバコ、サガミトリゲモ、イトトリゲモ
確認地点



ササバギンラン、シュンラン
確認地点



写真 10.10-2　保全すべき種の生育確認地点の環境

⑥ その他の予測・評価に必要な事項

(ｱ) 既存資料調査

ｱ) 広域的な植物相及び保全すべき種（貴重な植物）の状況

広域的な植物相及び保全すべき種（貴重な植物）の状況は、「第 3 章 地域の概況（5）2）②植物相の状況、③貴重な植物の分布状況、④巨樹・巨木林等の分布状況」（p.129～136 参照）に示したとおりである。

ｲ) 広域的な植生及び保全すべき群落（希少な群落）の状況

広域的な植生及び保全すべき群落の状況は、「第 3 章 地域の概況（5）2）①植生の状況、③貴重な植物の分布状況、④巨樹・巨木林等の分布状況」（p.129～136 参照）に示したとおりである。

ｳ) 過去の植物相の変遷及び地域住民その他の人とのかかわりの状況

a 埼玉県低地帯における状況

「埼玉県生物多様性戦略（2024（令和 6）年度～2031（令和 13）年度」（令和 6 年 3 月、埼玉県）によると、計画地を含む埼玉県の低地からの標高 250m（南部）前後までの広い範囲が、暖温帯（カシ類、スダジイ等の照葉樹林が中心となる植生帯）となっている。現在、低地部の多くは農地や市街地として利用されているが、河川の流路跡を起源とする沼は水路等も多く、周辺には湿地も残されている。このような場所は、かつてはハンノキ林やヤナギ林等の湿性の森林や、ヨシ群落やオギ群落等の草原が占めていたと考えられる。台地や丘陵地には、クヌギやコナラ等を植栽して仕上げた雑木林が広がり、暖温帯の代表であるカシ類、スダジイ等の照葉樹林は社寺等にわずかに残るだけとなっている。また、低地から丘陵地は、変化に富んだ地勢にあった特色のある地域農業が営まれており、里地里山が広がっている。

「埼玉県レッドデータブック植物編（第 4 版）2024」によると、埼玉県在来の維管束植物のうち 36.1%が絶滅の危険にさらされている。計画地の位置する台地・低地帯においては、池沼や河川、水田など水とのかかわりが重要な地域であり、これらの環境に生育する水草や湿生植物の多くは、絶滅又は絶滅危惧とされている。農薬の使用による水質悪化や河川改修や河川敷開発が減少要因である。

b 計画地及び周辺の変遷の状況

空中写真の整理による計画地及び周辺の土地の履歴の状況は、「10.9 動物（1）5）③（ｱ）ｱ）b　b)計画地及び周辺の変遷の状況」（p.537～540 参照）に示したとおりである。

(2) 予測

1) 造成等の工事並びに造成地の存在による植生の改変の内容及び程度

① 予測内容

工事並びに造成地の存在による植生の改変の内容及び程度を予測した。

② 予測地域・地点

予測地域は、現地調査の調査地域と同様とした。

③ 予測対象時期

予測時期は、工事中及び供用時とした。

④ 予測方法

本事業の計画と植生図との重ね合わせにより予測した。

⑤ 予測条件

(ｱ) 工事計画

工事計画及び工事中の環境保全計画は、「第 2 章 都市計画対象事業の目的及び概要　2.7 工事計画」（p.31～42 参照）に示すとおりである。

(ｲ) 公園・緑地計画

公園緑地計画は、「第 2 章　都市計画対象事業の目的及び概要 2.6（9）公園・緑地計画」（p.27～29 参照）に示すとおりである。

⑥ 予測結果

工事中及び供用時の植生の改変の内容及び程度の予測結果は、表 10.10-7 に示すとおりである。

計画地内及びアクセス道路の合計の区域については、現況では耕作地等が 11.69ha（54.52%）、市街地等が 6.64ha（30.97%）で、範囲の半分以上を耕作地等が占めている。

工事中は、既存工場敷地等を除き、大部分が造成される。市街地等は 21.44ha（100.00%）となり、その内訳は造成地が 19.68ha（91.79%）、工場等が 1.60ha（7.46%）と予測する。

供用時は、企業緑地として整備する公開緑地公園が、水田雑草群落 0.01ha(0.05%)、路傍・空地雑草群落 0.37ha(1.72%)の耕作地等 0.38ha(1.77%)に該当すると考えられるほかは、すべて市街地等 21.06ha（98.22%）となると予測する。

調査範囲全体では、現況で耕作地等が 47.12ha（47.13%）、市街地等が 44.65ha（44.66%）で耕作地等が市街地等の面積をやや上回るが、工事中は、耕作地等が 35.43ha（35.44%）、市街地等が 59.45ha(59.46%)、供用時は、耕作地等が 35.81ha(35.82%)、市街地等が 59.07ha（59.08%）となり、市街地等の面積が耕作地等の面積を上回ると予測する。

表 10.10-7　工事中及び供用時の植生の改変の内容及び程度

計画地及びアクセス道路

番号	分類	分類	植生図凡例（群落名）	面積(ha) 現況		面積(ha) 工事中		面積(ha) 供用時		割合(%) 現況		割合(%) 工事中		割合(%) 供用時	
1	樹林	二次林	ヤナギ低木群落	1.80	0.31	－	－	－	－	8.40	1.45	0.00	－	0.00	－
2			エノキ・ムクノキ屋敷林		0.57	－	－	－	－		2.66		－		－
3			コナラ群落		－	－	－	－	－		－		－		－
4		植林	スギ・ヒノキ植林		－	－	－	－	－		－		－		－
5		竹林	竹林		0.92	－	－	－	－		4.29		－		－
6	ササ群落		メダケ群落	0.15	0.15	－	－	－	－	0.70	0.70	0.00	－	0.00	－
7			アズマネザサ群落		－	－	－	－	－		－		－		－
8	冠水草本植物群落		ヨシ群落	0.50	0.50	－	－	－	－	2.33	2.33	0.00	－	0.00	－
9			オギ群落		－	－	－	－	－		－		－		－
10	つる植物群落		クズ群落	0.66	0.66	－	－	－	－	3.08	3.08	－	－	－	－
a	耕作地等		畑雑草群落	11.69	4.53	－	－	0.38	－	54.52	21.13	0.00	－	1.77	－
b			水田雑草群落		4.04	－	－		0.01		18.84		－		0.05
c			放棄畑雑草群落		0.68	－	－		－		3.17		－		－
d			放棄水田雑草群落		0.15	－	－		－		0.70		－		－
e			果樹園		0.99	－	－		－		4.62		－		－
f			樹園地・種苗地		0.35	－	－		－		1.63		－		－
g			路傍・空地雑草群落		0.95	－	－		0.37		4.43		－		1.72
h	市街地等		法面・人工草地	6.64	0.31	21.44	－	21.06	－	30.97	1.45	100.00	－	98.23	－
i			緑の多い住宅地		1.95		－		0.11		9.09		－		0.51
k			住宅地・人工構造物		1.04		－		1.08		4.85		－		5.04
L			工場		1.50		1.60		14.83		7.00		7.46		69.17
m			造成地		－		19.68		－		－		91.79		－
n			道路		1.84		0.16		3.44		8.58		0.75		16.05
p			植栽帯		－		－		1.60		－		－		7.46
w	その他		開放水域	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
－	合計				21.44		21.44		21.44		100.00		100.00		100.00

調査範囲全体

番号	分類	分類	植生図凡例（群落名）	面積(ha) 現況		面積(ha) 工事中		面積(ha) 供用時		割合(%) 現況		割合(%) 工事中		割合(%) 供用時	
1	樹林	二次林	ヤナギ低木群落	6.41	0.31	4.61	－	4.61	－	6.41	0.31	4.61	－	4.61	－
2			エノキ・ムクノキ屋敷林		1.59		1.02		1.02		1.59		1.02		1.02
3			コナラ群落		2.37		2.37		2.37		2.37		2.37		2.37
4		植林	スギ・ヒノキ植林		0.31		0.31		0.31		0.31		0.31		0.31
5		竹林	竹林		1.83		0.91		0.91		1.83		0.91		0.91
6	ササ群落		メダケ群落	0.21	0.17	0.06	0.02	0.06	0.02	0.21	0.17	0.06	0.02	0.06	0.02
7			アズマネザサ群落		0.04		0.04		0.04		0.04		0.04		0.04
8	冠水草本植物群落		ヨシ群落	0.55	0.50	0.05	－	0.05	－	0.55	0.50	0.05	－	0.05	－
9			オギ群落		0.05		0.05		0.05		0.05		0.05		0.05
10	つる植物群落		クズ群落	0.66	0.66	－	－	－	－	0.66	0.66	－	－	－	－
a	耕作地等		畑雑草群落	47.12	23.80	35.43	19.27	35.81	19.27	47.13	23.81	35.44	19.28	35.82	19.28
b			水田雑草群落		7.87		3.83		3.84		7.87		3.83		3.84
c			放棄畑雑草群落		5.43		4.75		4.75		5.43		4.75		4.75
d			放棄水田雑草群落		1.00		0.85		0.85		1.00		0.85		0.85
e			果樹園		3.50		2.51		2.51		3.50		2.51		2.51
f			樹園地・種苗地		1.34		0.99		0.99		1.34		0.99		0.99
g			路傍・空地雑草群落		4.18		3.23		3.60		4.18		3.23		3.60
h	市街地等		法面・人工草地	44.65	4.47	59.45	4.16	59.07	4.16	44.66	4.47	59.46	4.16	59.08	4.16
i			緑の多い住宅地		4.49		2.54		2.65		4.49		2.54		2.65
k			住宅地・人工構造物		13.99		12.95		14.03		13.99		12.95		14.03
L			工場		2.13		2.23		15.46		2.13		2.23		15.46
m			造成地		2.65		22.33		2.65		2.65		22.34		2.65
n			道路		16.23		14.55		17.83		16.24		14.55		17.84
p			植栽帯		0.69		0.69		2.29		0.69		0.69		2.29
w	その他		開放水域	0.38	0.38	0.38	0.38	0.38	0.38	0.38	0.38	0.38	0.38	0.38	0.38
－	合計				99.98		99.98		99.98		100.00		100.00		100.00

2) 造成等の工事並びに造成地の存在による保全すべき種・保全すべき群落の生育地の改変の程度及びその他の生育環境への影響の程度

① 予測内容

工事並びに造成地の存在による保全すべき種・保全すべき群落の生育地の改変の程度及びその他の生育環境への影響の程度を予測した。

② 予測地域・地点

予測地域は、現地調査の調査地域と同様とした。

③ 予測対象時期

予測時期は、工事中及び供用時とした。

④ 予測方法

生育地の直接改変の程度については、本事業の計画と確認位置図等との重ね合わせ、生育環境への影響の程度については、他項目における予測結果及び類似事例及び既存知見等による推定により予測した。

⑤ 予測条件

(ｱ) 工事計画

工事計画及び工事中の環境保全計画は、「第 2 章 都市計画対象事業の目的及び概要　2.7 工事計画」（p.31～42 参照）に示したとおりである。

(ｲ) 公園・緑地計画

公園緑地計画は、「第 2 章　都市計画対象事業の目的及び概要 2.6（9）公園・緑地計画」（p.27～29 参照）に示したとおりである。

⑥ 予測結果

(ｱ) 植物の生育地の改変の程度及びその他の生育環境の変化

植物の生育環境について、事業内容から想定される影響の種類は、表 10.10-8 に示すとおりである。

表 10.10-8　本事業で想定される影響の種類と時期

事業内容	想定される影響	影響の時期	影響の有無	予測結果
造成等の工事	生育環境の消失	工事中	○	・計画地内の植物種の生育地は造成等により消失すると予測する。 なお、計画地周辺には、計画地内と同様の生育環境が存在する。
土地利用の転換		供用時	○	・供用時は土地利用の転換により、計画地内の大部分で、現況と同様の環境を回復するのは難しいと予測する。しかし、計画地内には緩衝緑地帯と公開緑地公園を計画し、緩衝緑地帯には在来種を中心に高木を植栽し、公開緑地公園は水田生態系の復元を目標に整備・管理を行う。また、緩衝緑地帯等の敷地内に生育する既存の高木については、保全活用を検討する。
事業活動	生育環境の変化（夜間光）	供用時	△	・街路灯や進出企業の建築物からの照明があるが、光漏れを少なくする機器の採用等の措置を講じる。現状で民家等があり、圏央道と上尾道路が存在することから、本事業による著しい影響は生じないと予測する。

注）表中の凡例
○：影響が想定される。
△：影響はあるが、一時的もしくは順応していることから、本事業による影響は小さいと考える。
－：一般的に影響は想定されるが本事業では影響は小さいと考える。

(ｲ) 保全すべき種の予測結果

保全すべき種への影響の予測結果は、表 10.10-9(1)～(9)に示すとおりである。

なお、一般的な生態等は、「埼玉県レッドデータブック植物編（第 4 版）2024」、「埼玉県レッドデータブック 2011 植物編」（平成 24 年 3 月、埼玉県）及び「レッドデータブック 2014 ―日本の絶滅のおそれのある野生生物― 8　植物Ⅰ（維管束植物）」（平成 27 年 3 月　環境省）から引用した。

表 10.10-9(1)　保全すべき種への影響の予測結果（ウスゲチョウジタデ）

<table>
<tr><th>項　目</th><th colspan="4">内　容</th></tr>
<tr><td>選定基準</td><td colspan="4">③「環境省第 5 次レッドリスト（植物、菌類）」NT</td></tr>
<tr><td>生育環境</td><td colspan="4">「埼玉県レッドデータブック 2011 植物編」によると、休耕田や池沼脇の低湿地に生育しており、埼玉県内では加須・中川低地～台地帯に分布する。主な生育環境である低湿地は減少傾向にある。
一年生草本。花期は 8～10 月頃。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">現地確認状況</td><td colspan="4">水田の畦等で、秋季に、4 か所計約 30 個体が確認された。</td></tr>
<tr><td>計画地内</td><td>アクセス道路</td><td>周辺</td><td>備考</td></tr>
<tr><td>3 か所
(6 個体)
(3 個体)
(1 個体)</td><td>0 か所</td><td>1 か所
(約 20 個体)</td><td></td></tr>
<tr><td>計画地及びアクセス道路予定地の利用状況</td><td colspan="4">計画地内の水田の畦の 3 か所で、それぞれ 6 個体、3 個体、1 個体の計 10 個体が確認された。
アクセス道路予定地では確認されなかった。</td></tr>
<tr><td>予測結果</td><td colspan="4">計画地の生育地は造成により消失すると予測する。
代償措置として、水田生態系の復元を目標に整備・管理を行う公開緑地公園内に、開花・結実した個体を周辺の土とともに移植する。</td></tr>
</table>

表 10.10-9(2)　保全すべき種への影響の予測結果（アブノメ）

<table>
<tr><th>項　目</th><th colspan="4">内　容</th></tr>
<tr><td>選定基準</td><td colspan="4">④「埼玉県レッドデータブック植物編（第 4 版）2024」NT</td></tr>
<tr><td>生育環境</td><td colspan="4">埼玉県内では、湿地のほかに休耕田や農薬の影響が少ない田に見られる。農薬汚染、管理放棄、湿地開発、自然遷移が大きな危険要因となっている。
一年生草本。花期は 9～10 月頃。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">現地確認状況</td><td colspan="4">水田で、夏季に、2 か所計約 13 個体が確認された。</td></tr>
<tr><td>計画地内</td><td>アクセス道路</td><td>周辺</td><td>備考</td></tr>
<tr><td>2 か所
(3 個体)
(10 個体)</td><td>0 か所</td><td>0 か所</td><td></td></tr>
<tr><td>計画地及びアクセス道路予定地の利用状況</td><td colspan="4">計画地内の水田の 2 か所で、それぞれ 3 個体、10 個体の計 13 個体が確認された。
アクセス道路予定地では確認されなかった。</td></tr>
<tr><td>予測結果</td><td colspan="4">計画地の生育地は造成により消失すると予測する。
代償措置として、水田生態系の復元を目標に整備・管理を行う公開緑地公園内に、開花・結実した個体を周辺の土とともに移植する。</td></tr>
</table>

表 10.10-9(3)　保全すべき種への影響の予測結果（カワヂシャ）

<table>
<tr><td>項　目</td><td colspan="4">内　容</td></tr>
<tr><td>選定基準</td><td colspan="4">③「環境省第 5 次レッドリスト（植物、菌類）」NT
④「埼玉県レッドデータブック植物編（第 4 版）2024」NT</td></tr>
<tr><td>生育環境</td><td colspan="4">水田、休耕田やそれらの水路、河川敷の低水路等、湿り気の多いところに生育する。埼玉県内では丘陵地から低地まで広く確認される。
水質汚濁、自然遷移、帰化競合、湿地開発、河川改修が大きな危険要因となっている。特定外来生物であるオオカワヂシャとの競合が生じているところもある。
越年生草本。花期は 5～6 月頃。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">現地確認状況</td><td colspan="4">湿性草地で春季に 3 か所計 180 個体が確認された。</td></tr>
<tr><td>計画地内</td><td>アクセス道路</td><td>周辺</td><td>備考</td></tr>
<tr><td>0 か所</td><td>0 か所</td><td>3 か所
(約 100 個体)
(約 50 個体)
(約 30 個体)</td><td></td></tr>
<tr><td>計画地及びアクセス道路予定地の利用状況</td><td colspan="4">計画地周辺の湿性草地の 3 か所で、それぞれ約 100 個体、約 50 個体、約 30 個体の計 180 個体が確認された。
アクセス道路予定地では確認されなかった。</td></tr>
<tr><td>予測結果</td><td colspan="4">計画地及びアクセス道路予定での生育は確認しておらず、生育地の直接改変は無いと予測する。
また、生育環境を保全するためには、生育地の遷移が進まないよう管理する必要がある。このため、水田生態系の復元を目標に整備・管理を行う公開緑地公園内に、周辺に生育する開花・結実した個体の一部を周辺の土とともに移植する。</td></tr>
</table>

表 10.10-9(4)　保全すべき種への影響の予測結果（ウリカワ）

<table>
<tr><td>項　目</td><td colspan="4">内　容</td></tr>
<tr><td>選定基準</td><td colspan="4">④「埼玉県レッドデータブック植物編（第 4 版）2024」NT</td></tr>
<tr><td>生育環境</td><td colspan="4">埼玉県内では低地から丘陵地・台地にかけ、水田・休耕田や水田脇の小水路内に生育する。冬季も水深や底土の湿り気が保たれる場所に限られている。低地では乾田にも生育するが、水域に近い場所や沼の干拓地等、地下水位が高く保たれる立地に生育する。
現在のところ絶滅が危惧される状況ではないものの、一部の生育地では開発や管理放棄、農薬散布により過去から減少傾向にあると考えられる。生育地は人為管理の停滞や管理方法の変更の影響を受けやすく、生育状況が元々不安定である。危険要因として、主に農薬汚染、管理放棄、自然遷移、湿地開発、埋め立てが挙げられる。
多年生草本。花期は 7～10 月頃。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">現地確認状況</td><td colspan="4">水田で、夏季から秋季に 6 か所計約 140 個体が確認された。</td></tr>
<tr><td>計画地内</td><td>アクセス道路</td><td>周辺</td><td>備考</td></tr>
<tr><td>5 か所
(5 個体)
(5 個体)
(10 個体)
(10 個体)
(10 個体)</td><td>0 か所</td><td>1 か所
(約 100 個体)</td><td></td></tr>
<tr><td>計画地及びアクセス道路予定地の利用状況</td><td colspan="4">計画地内の水田の 5 か所に、それぞれ 5 個体、5 個体、10 個体、10 個体、10 個体の計 40 個体が確認された。
アクセス道路予定地では確認されなかった。</td></tr>
<tr><td>予測結果</td><td colspan="4">計画地の生育地は造成により消失すると予測する。
代償措置として、水田生態系の復元を目標に整備・管理を行う公開緑地公園内に、個体を周辺の土とともに移植する。</td></tr>
</table>

表 10.10-9(5)　保全すべき種への影響の予測結果（ミズオオバコ）

<table>
<tr><th>項　目</th><th colspan="4">内　容</th></tr>
<tr><td>選定基準</td><td colspan="4">③「環境省第 5 次レッドリスト（植物、菌類）」NT
④「埼玉県レッドデータブック植物編（第 4 版）2024」VU</td></tr>
<tr><td>生育環境</td><td colspan="4">埼玉県内の産地は農薬の影響を受けにくい水田や休耕田、その周辺の水路に限定される。種子は水流や鳥類等に付着し散布されるため、農業用水路では一度出現しても、流水で種子が流れ、翌年には同じ場所で確認できなくなる例が多い。
生活史が一年草であり、沈水状態で生育する水草であることから、生育状況が元々不安定である上、生育環境の変化に対し脆弱である。危険要因として、主に農薬汚染、管理放棄、河川改修、土地造成、埋立てが挙げられる。
沈水性の一年生草本。花期は 8～10 月頃。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">現地確認状況</td><td colspan="4">水田や水路で夏季から秋季に 3 か所計 9 個体が確認された。</td></tr>
<tr><td>計画地内</td><td>アクセス道路</td><td>周辺</td><td>備考</td></tr>
<tr><td>3 か所
(1 個体)
(1 個体)
(7 個体)</td><td>0 か所</td><td>0 か所</td><td></td></tr>
<tr><td>計画地及びアクセス道路予定地の利用状況</td><td colspan="4">計画地内の水田の 1 か所で 1 個体、水路の 2 か所でそれぞれ 1 個体、7 個体の計 9 個体が確認された。
アクセス道路予定地では確認されなかった。</td></tr>
<tr><td>予測結果</td><td colspan="4">計画地の生育地は造成により消失すると予測する。
代償措置として、水田生態系の復元を目標に整備・管理を行う公開緑地公園内に、開花・結実した個体の一部を周辺の土とともに移植する。</td></tr>
</table>

表 10.10-9(6)　保全すべき種への影響の予測結果（サガミトリゲモ）

<table>
<tr><th>項　目</th><th colspan="4">内　容</th></tr>
<tr><td>選定基準</td><td colspan="4">③「環境省第 5 次レッドリスト（植物、菌類）」NT
④「埼玉県レッドデータブック植物編（第 4 版）2024」NT</td></tr>
<tr><td>生育環境</td><td colspan="4">埼玉県内では、水田や休耕田、周辺の小水路に生育するが、生育地は農薬等の影響を受けにくく、夏以降の結実期にも浅水環境が保たれる場所に限定的である。生育地の多くは谷戸であり、沢水やため池からの引水で涵養された比較的貧栄養の水質が本種の生育に重要と考えられる。
生活史が一年草であることに加え、沈水植物であるため、農薬汚染や生育期間中の渇水等、生育する水環境の変化に対して元々脆弱である。危険要因として、主に管理放棄、農薬汚染、自然遷移が挙げられる。
沈水性の一年生草本。花期は 7～9 月頃。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">現地確認状況</td><td colspan="4">水田や水路で、夏季から秋季に、2 か所で群生が確認された。</td></tr>
<tr><td>計画地内</td><td>アクセス道路</td><td>周辺</td><td>備考</td></tr>
<tr><td>2 か所
(約 100 個体)
(約 100 個体)</td><td>0 か所</td><td>0 か所</td><td></td></tr>
<tr><td>計画地及びアクセス道路予定地の利用状況</td><td colspan="4">計画地内の水田 1 か所で約 100 個体、水路の 1 か所で約 100 個体の計約 200 個体が確認された。
アクセス道路予定地では確認されなかった。</td></tr>
<tr><td>予測結果</td><td colspan="4">計画地の生育地は造成により消失すると予測する。
代償措置として、水田生態系の復元を目標に整備・管理を行う公開緑地公園内に、開花・結実した個体を周辺の土とともに移植する。</td></tr>
</table>

表 10.10-9(7)　保全すべき種への影響の予測結果（イトトリゲモ）

<table>
<tr><td>項　目</td><td colspan="4">内　容</td></tr>
<tr><td>選定基準</td><td colspan="4">③「環境省第 5 次レッドリスト（植物、菌類）」NT
④「埼玉県レッドデータブック植物編（第 4 版）2024」NT</td></tr>
<tr><td>生育環境</td><td colspan="4">埼玉県内では、水田や休耕田、周辺の小水路に生育するが、生育地は農薬等の影響を受けにくく、夏以降の結実期にも浅水環境が保たれる場所に限定的である。生育地の多くは谷戸であり、沢水やため池からの引水で涵養された比較的貧栄養の水質が本種の生育に重要と考えられる。
産地はやや限定的である。生活史が一年草であることに加え、沈水植物であるため、農薬汚染や生育期間中の渇水等、生育する水環境の変化に対して元々脆弱である。危険要因として、主に農薬汚染、管理放棄、自然遷移、湿地開発が挙げられる。また、水質汚濁の懸念も挙げられる。
沈水性の一年生草本。花期は 7～9 月頃。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">現地確認状況</td><td colspan="4">水田や水路で、夏季から秋季に、2 か所で群生が確認された。</td></tr>
<tr><td>計画地内</td><td>アクセス道路</td><td>周辺</td><td>備考</td></tr>
<tr><td>2 か所
（約 100 個体）
（約 100 個体）</td><td>0 か所</td><td>0 か所</td><td></td></tr>
<tr><td>計画地及びアクセス道路予定地の利用状況</td><td colspan="4">計画地内の水田 1 か所で約 100 個体、水路の 1 か所で約 100 個体の計約 200 個体が確認された。
アクセス道路予定地では確認されなかった。</td></tr>
<tr><td>予測結果</td><td colspan="4">計画地の生育地は造成により消失すると予測する。
代償措置として、水田生態系の復元を目標に整備・管理を行う公開緑地公園内に、開花・結実した個体を周辺の土とともに移植する。</td></tr>
</table>

表 10.10-9(8)　保全すべき種への影響の予測結果（ササバギンラン）

<table>
<tr><td>項　目</td><td colspan="4">内　容</td></tr>
<tr><td>選定基準</td><td colspan="4">④「埼玉県レッドデータブック植物編（第 4 版）2024」NT</td></tr>
<tr><td>生育環境</td><td colspan="4">埼玉県内では、落葉広葉樹林下に生育する。特に管理された雑木林は絶好の生育環境となる。
埼玉県内に自生地は比較的多いものの各自生地での個体数は多くない。森林伐採、園芸採取、自然遷移、管理放棄、土地造成等が危険要因である。
多年生草本。花期は 5～6 月。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">現地確認状況</td><td colspan="4">落葉広葉樹林で、春季に、1 か所 7 個体が確認された。</td></tr>
<tr><td>計画地内</td><td>アクセス道路</td><td>周辺</td><td>備考</td></tr>
<tr><td>0 か所</td><td>0 か所</td><td>1 か所
(7 個体)</td><td></td></tr>
<tr><td>計画地及びアクセス道路予定地の利用状況</td><td colspan="4">計画地及びアクセス道路予定地では確認されなかった。</td></tr>
<tr><td>予測結果</td><td colspan="4">計画地及びアクセス道路予定での生育は確認しておらず、生育地の直接改変はないと予測する。また、計画地及びアクセス道路予定地の境界から約 200m 離れており、間接的影響もないと予測する。
なお、生育地は川田谷こどもの森として管理されており、将来も同様に管理されると考えられる。</td></tr>
</table>

表 10.10-9(9)　保全すべき種への影響の予測結果（シュンラン）

<table>
<tr><td>項　目</td><td colspan="4">内　容</td></tr>
<tr><td>選定基準</td><td colspan="4">④「埼玉県レッドデータブック植物編（第 4 版）2024」」NT</td></tr>
<tr><td>生育環境</td><td colspan="4">埼玉県内では、やや乾燥した落葉広葉樹の林床に生育し、管理された雑木林は適した生育環境である。
管理された雑木林が生育に適していることから、管理放棄や園芸採取が主な危険要因と考えられる。
多年生草本。花期は 3～4 月。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">現地確認状況</td><td colspan="4">落葉広葉樹林で、春季から秋季に、3 か所計 6 個体が確認された。</td></tr>
<tr><td>計画地内</td><td>アクセス道路</td><td>周辺</td><td>備考</td></tr>
<tr><td>0 か所</td><td>0 か所</td><td>3 か所
(3 個体)
(2 個体)
(1 個体)</td><td></td></tr>
<tr><td>計画地及びアクセス道路予定地の利用状況</td><td colspan="4">計画地及びアクセス道路予定地では確認されなかった。</td></tr>
<tr><td>予測結果</td><td colspan="4">計画地及びアクセス道路予定での生育は確認しておらず、生育地の直接改変は無いと予測する。また、計画地及びアクセス道路予定地の境界から約 100m 離れており、間接的影響も無いと予測する。
なお、生育地の 1 か所は川田谷こどもの森として管理されており、将来も同様に管理されると考えられる。</td></tr>
</table>

(3) 評価

1) 造成等の工事並びに造成地の存在による植生の改変の内容及び程度並びに保全すべき種・保全すべき群落の生育地の改変の程度及びその他の生育環境への影響の程度

① 評価方法

(ｱ) 影響の回避・低減の観点

植生の改変の影響が、事業者等により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにした。

(ｲ) 基準・目標等との整合の観点

植生の改変の予測結果が、表 10.10-10(1)～(3)に示す整合を図るべき基準等と整合が図られているかどうかを明らかにした。

整合を図るべき基準等としては、具体的には、上位計画等に定める方針を踏まえ、「緑の保全と創出により、生物多様性の保全を図ること」とした。

表 10.10-10(1)　整合を図るべき基準等

関係法令、計画等	整合を図るべき基準等
「埼玉県 5 か年計画」 （令和 4 年 3 月、埼玉県）	【圏央道ゾーン】 ・都市と田園が共存しており、圏央道の整備により一層の発展が期待されている地域 【県央地域】 「豊かな自然と共生する社会の実現」の分野別施策 ・緑の保全と創出 ・恵み豊かな川との共生 ・生物多様性の保全
「第 5 次埼玉県国土利用計画」 （令和 5 年 10 月、埼玉県）	【県土利用の基本方針】 ・計画的かつ有効な県土利用 ・安心・安全を実現する県土利用 ・人と自然が調和し、持続可能な県土利用
「第 5 次埼玉県環境基本計画」 （令和 7 年 3 月変更、埼玉県）	【長期的な目標】 ・安心、安全な生活環境と生物の多様性が確保された自然共生社会づくり 等 【施策の方向】 ・みどりの保全と創出 ・生物多様性と生態系の保全 ・恵み豊かな川との共生と水環境の保全 ・安全な大気環境や身近な生活環境の保全
「埼玉県土地利用基本計画計画書」 （令和 6 年 6 月、埼玉県）	【圏央道ゾーン】 ［工業・流通業務施設の立地誘導］ 市街化調整区域に立地を誘導する場合は、市街化区域に隣接する地域又は高速道路インターチェンジや主要幹線道路周辺の地域とし、市街化区域への編入を基本とする。また、原則として、農用地区域である農業地域、保安林である森林地域、自然公園地域及び自然保全地域を縮小する土地利用転換は行わないよう調整する。

表 10.10-10(2)　整合を図るべき基準等

関係法令、計画等	整合を図るべき基準等
「まちづくり埼玉プラン」 （平成 30 年 3 月、埼玉県）	【将来都市像】 ・みどり輝く 生きがい創造都市～暮らし続けるふるさと埼玉～ 【まちづくりの目標】 ・都市と自然・田園との共生 圏央道ゾーン：市民農園、観光農園など田畑・里山を活用しつつ、良好な田園・自然を保全します。
「第 3 次埼玉県広域緑地計画」 （令和 4 年 3 月、埼玉県）	【緑の将来像】 ・多様で豊かな緑と共生する『埼玉』 【3 点の取組】 ・緑の「環境」、「社会」、「経済」面の価値向上と可視化へ ・市町村や多様な主体との連携・協働 ・身近な緑の活用
「埼玉県生物多様性保全戦略（2024(令和 6)年度～2031(令和 13)年度)」 （令和 6 年 3 月、埼玉県）	【目指す将来像】ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現 【横断的・基盤的戦略】 ①生態系の健全性の回復 ・「保護地域以外で生物多様性保全に資する地域（OECM）」等の取組の推進、支援 ・希少野生動植物の保全 ・外来生物対策 ・野生鳥獣の適正な保護管理 ・生態系に配慮した持続可能な農業の推進 ②生物多用し保全に係る取組を支える基盤整備 ・動植物に関する情報の収集・管理・発信 ・多様な主体と協働した保全活動の促進 ・普及啓発・担い手育成 ・ＳＤＧｓ官民連携の推進 【生態系エリア別戦略】 ①多面的機能を発揮する森林の豊かな環境を守り、育てる ②里地里山の多様な生態系ネットワークを形成する ③多様な水域が有機的に結びついた生態系ネットワークを形成する ④人と自然が共生する都市をつくる
「桶川市第六次総合計画」 （令和 5 年 3 月、桶川市）	【市の将来像】 ・学び豊かな　笑顔あふれる　幸せ未来都市　おけがわ 【5 つの政策】 ・生きる力と豊かな心を育む 桶川 ・共に支え合い いきいきと暮らせる桶川 ・安心して暮らし続けられる 桶川 ・環境にやさしくみどりと調和した 桶川 ・にぎわいと活力ある 桶川 【複合開発エリア】 圏央道や上尾道路などによる交通利便性をいかした土地利用の誘導を図るエリアとして、圏央道インターチェンジの周辺地域の一部を複合開発エリアと位置づけ、周辺環境との調和を図りながら、物流業や製造業などの産業施設の立地誘導を図る。
「第二次桶川市都市計画マスタープラン」 （令和 7 年 3 月、桶川市）	【西部田園地域】 地域づくりのテーマ ・自然や歴史が暮らしと調和した潤いのあるまちづくり 地域づくりの方針（水・緑・環境） ・水環境の保全と水辺空間の活用 ・都市公園の適正な管理と保全 ・地域の緑地資源の整備と管理

表 10.10-10(3)　整合を図るべき基準等

関係法令、計画等	整合を図るべき基準等
「第二次桶川市緑のまちづくり基本計画」 （令和７年３月、桶川市）	【緑のまちづくりの将来像】 ・うるおいと歴史をつなぎ　皆で育む　みどりと調和したまち　おけがわ 【基本方針】 ・かけがえのない緑を守り・活かす ・水と緑をつなぐ ・身近な緑を育み・ふれあう ・市民等、事業者、行政の協働による緑のまちづくり
「第二次桶川市環境基本計画」 （令和７年３月、桶川市）	【環境像】 ・環境にやさしく　みどりと調和した　桶川 【基本目標 4】 ・自然共生社会の構築 【自然共生社会の構築に向けた市民・事業者の取組の方向】 市民の取組 ・自然と触れ合い、生物多様性について考えてみましょう。 ・特定外来生物について知り、その生息拡大を防ぐ行動をしましょう。 ・自然体験イベントなどに参加し自然と触れ合いましょう。 ・農地や生産緑地の保全と活用に努めましょう。 ・生垣や庭木など、身近な緑の創出に努めましょう。 事業者の取組 ・特定外来生物について知り、その生息拡大を防ぐ行動をしましょう。 ・沿道の緑化や敷地内の植栽など、身近な緑の創出に努めましょう。

② 評価結果

(ｱ) 影響の回避・低減の観点

計画地内及びアクセス道路を合計した区域については、工事中は 91.79%が造成地となり、供用時は 98.23%が市街地等となると予測される。また、計画地内で確認された保全すべき種の生育環境である水田や水路等も消失すると予測される。計画地は、「桶川市第六次総合計画」（令和 5 年 3 月、桶川市）において、交通利便性をいかした土地利用の誘導を図る「複合開発エリア」と位置付けられており、将来、計画地が企業用地等の市街地等となることは上位計画の方針に沿ったものであり、事業の性質としても、現況の植生が大きく改変されることとなる。

このため、表 10.10-11 に示す環境の保全のための措置を講ずることで、環境への影響の回避・低減・代償に努める計画である。したがって、植生の改変の影響は、実行可能な範囲内でできる限り回避・低減・代償されていると評価する。

表 10.10-11　植物に関する環境の保全のための措置

影響要因	想定される影響	措置の視点	選定した環境の保全のための措置	措置の区分	実施主体
造成地の存在	生育環境の消失（土地利用の転換）	生育環境の保全	・緩衝緑地帯の範囲に生育する既存樹木は、緩衝緑地帯に取込んで保全することを検討する。また、湿地の一部を公開緑地公園内に取込み保全する。	低減	事業者
		生育環境の創出	・計画地内には緩衝緑地帯と公開緑地公園を計画する。緩衝緑地帯には高木を植栽し、公開緑地公園は水田生態系の復元を目標に整備・管理を行う。	代償	事業者
			・緩衝緑地帯と公開緑地公園の植栽樹種は、現存植生の構成種を考慮し、専門家の指導助言を仰ぎつつ選定する。	代償	
			・公開緑地公園の植樹については、成木は最小限とし、計画地内の樹林から採集した木本類の実生等を用いて、時間をかけて緑化する。	代償	
			・進出企業に対し、在来種を使用した敷地内の緑化を奨励する。	代償	進出企業
		保全すべき種の移植	・水田生態系を目標に整備・管理を行う公開緑地公園に、ウスゲチョウジタデ、アブノメ、カワヂシャ、ウリカワ、ミズオオバコ、サガミトリゲモ及びイトトリゲモを移植する。	代償	事業者
施設の稼働	生育環境の変化（夜間光）	発生源対策	・街路灯は安全性を考慮した上で光漏れを少なくする機器を採用する。	低減	事業者
			・進出企業に対し、夜間照明は安全性を考慮した上で光漏れを少なくする機器の採用を奨励する。	低減	進出企業

(ｲ) 基準・目標等との整合の観点

本事業の実施により、保全すべき種の生育環境の減少による影響が予測されるものの、環境の保全のための措置を講じることで、保全すべき種の生育環境の保全・創出に努め、生物多様性の保全を図っていると考える。

したがって、整合を図るべき基準等（緑の保全と創出により、生物多様性の保全を図ること）と予測結果との間に整合が図られていると評価する。